

一般社団法人Nancy理事会決議の議事録

令和3年12月20日、理事長住田涼が定款第40条ならびに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第96条の規定に基づき、理事会の決議の目的事項について下記のとおり提案を行い、当該議案について理事全員から書面による承認の意思表示を得た。当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなし、理事会の決議を省略した。以上の経過を明らかにするため、定款第40条に基づき、本議事録を作成する。

記

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容：法人の主たる事務所移転の件

変更前：〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6丁目22明宝ビル3階

変更後：〒500-8231 岐阜県岐阜市前一色2丁目2番3号

移転日：令和3年12月20日

上記事項を提案した理事の氏名：住田涼

理事会の決議があったものとみなされた日：令和3年12月20日

理事の承認・拒否：理事の全員が承認

議事録作成者の氏名：住田涼